十九V型未満	液晶ノーマル	左記以外のもの	DI
		付加機能を一つ有するもの	DI1
		付加機能を二つ有するもの	DI2
		付加機能を三つ有するもの	DI3
	液晶倍速	左記以外のもの	DJ
		付加機能を一つ有するもの	DJ1
		付加機能を二つ有するもの	DJ2
		付加機能を三つ有するもの	DJ3
十九V型以上三十二V型未満	液晶ノーマル	左記以外のもの	DK
		付加機能を一つ有するもの	DK1
		付加機能を二つ有するもの	DK2
		付加機能を三つ有するもの	DK3
	液晶倍速	左記以外のもの	DL
		付加機能を一つ有するもの	DL1
		付加機能を二つ有するもの	DL2
		付加機能を三つ有するもの	DL3
	液晶四倍速又はプラズマ	左記以外のもの	DM
		付加機能を一つ有するもの	DM1
		付加機能を二つ有するもの	DM2
		付加機能を三つ有するもの	DM3
三十二V型以上	液晶ノーマル	左記以外のもの	DN
		付加機能を一つ有するもの	DN1
		付加機能を二つ有するもの	DN2
		付加機能を三つ有するもの	DN3
	液晶倍速	左記以外のもの	DO
		付加機能を一つ有するもの	DO1
		付加機能を二つ有するもの	DO2
		付加機能を三つ有するもの	DO3
	液晶四倍速又はプラズマ	左記以外のもの	DP
		付加機能を一つ有するもの	DP1
		付加機能を二つ有するもの	DP2
		付加機能を三つ有するもの	DP3
右記以外のもの			

備考1　「FHD」とは、垂直方向の画素数が千八十以上、かつ、水平方向の画素数が千九百二十以上のもの。

2　「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3　「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、一秒間に六十コマ以上百二十コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、一秒間に百二十コマ以上二百四十コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速：液晶パネルを用い、一秒間に二百四十コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4　「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、ハードディスク、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

別表第二第八項（二）Cを削る。

別表第二第八項（三）中、「蛍光管バックライト」を「バックライト」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十三年三月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

○金融庁告示第三十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二等の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「十二・五を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同項第一号中「内部格付手法」の下に「（先進的内部格付手法採用行にあっては、先進的内部格付手法。次号及び第四項、第二十四条第一項各号及び第四項、第三十六条第一項各号及び第四項並びに第四十七条第一項各号及び第四項において同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント